第３　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等又は特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

第４～第７　［略］

（記載上の注意）

１．　［略］

２．提出者

⑴　提出者の欄においては、経営強化計画を提出する特例金融機関等又は特例対象子会社の代表者の役職及び氏名を記載すること。

［⑵・⑶　略］

３．経営強化計画の実施期間

⑴　［略］

⑵　経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日（経営強化計画を提出する特例金融機関等又は特例対象子会社が銀行等であり、かつ、当該提出の日が10月１日から翌年３月31日までの間である場合にあっては、10月１日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

⑶　［略］

４．責任ある経営体制の確立に関する事項

⑴　経営強化計画を提出する特例金融機関等が協同組織金融機関であるときは、「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」について、具体的な実施時期とともに次の事項を記載すること。

①　２人以上の員外監事（第３条第２項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がいない場合において、１人以上の独立員外監事（法第34条の９の２第１項第２号に規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む２人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がいない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。

②　２人以上の員外監事がいるが独立員外監事がいない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

⑵　経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、「銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として次の事項を記載すること。

①　経営強化計画を実施する子会社（法第２条第４項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨

②　経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項

５．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等又は特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等又は特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機

第２　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

第３～第６　［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

２．提出者

⑴　提出者の欄においては、経営強化計画を提出する震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社の代表者の役職及び氏名を記載すること。

［⑵・⑶　同左］

３．経営強化計画の実施期間

⑴　［同左］

⑵　経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日（経営強化計画を提出する震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社が銀行等であり、かつ、当該提出の日が10月１日から翌年３月31日までの間である場合にあっては、10月１日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

⑶　［同左］

［加える。］

４．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災